

## 土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議設置要綱

### (目的)

第1条 愛知県内における土砂等の埋立て等及び採取について、県、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全及び安全の確保に寄与する、新たな条例の制定に向けた検討を行う、「土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議（以下「会議」という。）」を設置する。

### (組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 座長は、会議を総括し、進行する。

5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

### (会議)

第3条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

### (公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合

2 会議等の傍聴方法については、別に定める。

### (議事録)

第5条 会議の議事については、議事録を作成し、5年間保存する。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。